

令和4年度から

# 飼料用米等への 助成制度が変わります

主食用米の需要量は、人口減少や食の多様化等により、毎年10万トン程度減少しています。  
さらにコロナ禍の影響も加わって、全国的に在庫量が積みあがり、

令和4年産米も厳しい需給環境が懸念されます

安定した所得確保のため、助成制度等を活用し  
主食用米から需要の見込まれる品目への転換に取り組みましょう！

## 令和4年度 水田活用の直接支払交付金の変更点

産地交付金（国設定分）

新設

新市場開拓用米（輸出用米）の複数年契約の取組への支援

令和4年産から新たに3年以上の複数年の販売契約を実需者と締結すること

交付単価 **10,000円/10a** ※令和5年度以降の加算措置については未定

新設

地力増進作物による土づくりの取組に対する支援

有機栽培や高収益作物、麦、大豆等への転換に向けた土づくりに取り組むこと

交付単価 **20,000円/10a** ※取組要件等がありますので、詳細についてはお住まいの地域農業再生協議会にお問合せ下さい

変更

飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組への支援

令和2年・3年からの継続分のみ、3年以上の複数年の販売契約を締結した取組に対して支援

交付単価 **6,000円/10a** ※令和4年度からの新規取組は対象外  
※コスト低減や作業の効率化等に取り組むことが要件

産地交付金（県設定分）

変更

新規需要米生産性向上等の取組への加算

コスト低減や作業の効率化等に取り組むこと 対象作物：飼料用米、米粉用米、WCS用稲、輸出用米

交付単価 **5,000円以内/10a** ※水田リノベーション事業における新市場開拓用米の採択分の面積は、支援の対象外となります。

要件緩和

園芸作物等転換加算 交付単価 **25,000円以内/10a**

経営体ごとにみて、前年産より減少した、水稲<sup>※1</sup>の面積を上限としたうえで園芸作物等の拡大面積に応じて加算 認定農業者、集落営農、認定新規就農者のいずれかの担い手であること

対象作物：かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、地域特認作物<sup>※2</sup>

※1 主食用米、新規需要米（飼料用米、新市場開拓用米、WCS用稲）加工用米の合計面積

※2 地域特認作物は地域協議会からの要望をもとに設定します。

※取組面積の拡大分に対して支援した緊急転換加算については、令和3年度をもって廃止となります。

戦略作物助成

変更

飼料作物の多年生牧草の取組に対する支援

播種を行わずに収穫のみを行う年：**10,000円/10a**

播種から収穫までを行う年：**35,000円/10a**

## 水田活用の直接支払交付金（国・県）

対象作物	助成内容／対象の取組	交付単価（10aあたり）
飼料用米、米粉用米	戦略作物助成(国)／収量に応じて	<b>55,000円～105,000円</b>
	産地交付金(国)／複数年契約（令和2、3年からの継続取組）	<b>6,000円</b>
	産地交付金(県)／生産性向上等の取組	<b>5,000円以内</b>
加工用米	戦略作物助成(国)／作付け	<b>20,000円</b> ※
	産地交付金(県)／複数年契約 ※令和5年度以降の加算措置については未定	<b>6,000円以内</b>
輸出用米	産地交付金(国)／作付け	<b>20,000円</b> ※
	産地交付金(国)／複数年契約	<b>10,000円</b>
	産地交付金(県)／生産性向上等の取組	<b>5,000円以内</b> ※
WCS用稲	戦略作物助成(国)／作付け	<b>80,000円</b>
	産地交付金(県)／生産性向上等の取組	<b>5,000円以内</b>
麦、大豆、飼料用作物	戦略作物助成(国)／作付け	<b>35,000円</b> ※
そば、なたね、地力増進作物	産地交付金(国)／作付け	<b>20,000円</b>

※ 水田リノベーション事業の採択分の面積は、支援の対象外となります。  
上記の他、市町村によっては独自の助成が加算されます（産地交付金（地域設定）など）。

## 水田農業高収益化推進助成（国）

助成内容	対象面積	交付単価（10aあたり）
高収益作物 定着促進支援※1	高収益作物の新たな導入面積 ※畑地化支援に取り組むことが要件	<b>20,000円又は30,000円</b> ※×5年間 ※加工・業務用野菜等の場合のみ30,000円
【単価の見直し】 畑地化支援	畑地化に取り組み、交付対象水田から除外する面積	高収益作物： <b>175,000円</b> ※2 （令和5年までの時限措置） その他の転換作物： <b>105,000円</b> ※3
子実用とうもろこし支援	子実用とうもろこしの作付面積	<b>10,000円</b>

※1 県や地域の水田農業高収益化推進計画に位置付けられることが必要ですので、お住まいの市町村の地域農業再生協議会にご相談ください。  
※2 高収益作物：野菜、花き・花木、果樹のほか、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高いと認められた作物  
※3 麦、大豆、飼料用作物、そば、なたねなど

### 茨城県農業再生協議会

茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター TEL：029-232-2115

茨城県農林水産部産地振興課 TEL：029-301-3921

県農業再生協議会のホームページでは水田農業経営に関する各種情報を掲載しております。

茨城県農業再生協議会 検索

